

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和2年3月19日（木） 午後1時32分から
午後4時06分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、嶋幸一、阿部長夫、阿部英仁、成迫健児、小嶋秀行

4 欠席した委員の氏名

高橋肇

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、原田孝司、吉村哲彦、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 竹迫宜哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第44号議案及び第45号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第21号議案、第23号議案、第25号議案及び第26号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。継続請願3については、採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情8及び陳情9について、質疑を行った。
- (4) 大分県教育大綱の策定について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について及び大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

文教警察委員会次第

日時：令和2年3月19日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：30～15：30

(1) 合い議案件の審査

第23号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第25号議案 大分県長期総合計画の変更について

第26号議案 第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

継続請願 3 ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第44号議案 大分県長期教育計画の変更について

(3) 諸般の報告

①大分県教育大綱の策定について

②「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージの策定について

③学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正等について

④県立学校の修学旅行実施基準等の改正について

⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について

(4) その他

3 警察本部関係

15：30～16：25

(1) 合い議案件の審査

第21号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

第25号議案 大分県長期総合計画の変更について

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第45号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 8 テクノロジー犯罪の撲滅について

陳 情 9 嫌がらせ犯罪の撲滅について

(4) 諸般の報告

①大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について

(5) その他

4 協議事項

16：25～16：30

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。本日は都合により、高橋委員が欠席しています。

また本日は、委員外議員として森議員、原田議員、吉村議員、猿渡議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件及び前回福祉保健生活環境委員会から合い議を受け、継続審査となった継続請願1件並びに今回総務企画委員会から合い議のあった議案4件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のあった、議案3件と、福祉保健生活環境委員会から合い議のあった継続請願1件について審査を行います。

それでは、第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について説明を求めます。

工藤教育長 一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

今、コロナウイルスに国をあげて対応していますけれども、まだまだ沈静化にはほど遠い状況です。そういった中で、県内の学校いずれも休校を継続中という状況で、御心配いただいています。今、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場あげて全力で対応している状況です。引き続き御協力いただきますようお願いします。

本日の委員会では、合い議案件4件、付託案件2件、諸般の報告5件について報告します。各事項はそれぞれ担当課長から説明します。どうぞよろしく申し上げます。

加藤体育保健課長 大分県議会定例会議案書の

203ページをお開きください。

第23号議案大分県使用料及び手数料条例のうち教育委員会関係分として、大分県立総合体育館に関して説明します。あわせて、文教警察委員会資料の1ページをお開きください。

大分県立総合体育館は、フェンシング場を除く体育館部分を令和2年4月1日に大分市へ移管することに伴い、同条例の規定を整備するものです。公の施設の名称である大分県立総合体育館を大分県立フェンシング場に改め、使用料及び手数料の名称及び区分については、フェンシング場以外の総合体育館関係部分を削除します。

なお、フェンシング場の使用料については、今回改定はありません。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、第25号議案大分県長期総合計画の変更についてのうち、教育委員会関係部分及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、教育委員会関係部分については、関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

中村教育改革・企画課長 議案書の220ペー

ジ及び221ページをお開きください。

第25号議案大分県長期総合計画の変更について及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定については、共に2024年度（令和6年度）までの将来の大分県づくりに向けた長期的、総合的な計画ですので、一括して説明します。

まず、第25号議案大分県長期総合計画については、本日お手元にお配りしているA4縦の資料、議案別冊の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改訂案）を御覧ください。

直近の1月20日の臨時常任委員会にて説明した素案からの主な変更点は、持続可能な開発目標、SDGsに関する追記です。

3ページをお開きください。

SDGsの理念に基づく取組を求める御意見が多くあったことを受けて、3ページの中ほどに、SDGsの理念の下、諸課題の解決にも取り組む必要があるとの姿勢を記述するとともに、153ページをお開きください。前のページから始まる、計画推進のための三つ目に、持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～を位置付けることにより、持続可能な社会の実現を図る姿勢を示しました。

そのほか、教育委員会所管の施策については、素案からの内容変更はありません。

続いて、第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について説明します。

A4縦の資料、議案別冊の第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（案）の48ページを御覧ください。

この総合戦略は、長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を、集中的、重点的に推進するための計画として策定するものです。本戦略では、長期総合計画における取組を、総合戦略の基本目標である、人、仕事、地域に沿って整理しており、その具体的な取組内容は、長期総合計画と同一のものです。

大分県版地方創生は、地方に人をつくり人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好

循環で地域を活性化しようとするものであり、本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にするものです。これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりを進めるとともに、大分県版地方創生を加速前進させていきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

阿部（英）委員 最初の安心・活力・発展プラン2015の改訂案の中で、SDGsの項目を今言われましたけど、この項目を付け加えるというふうに受け取ったらいいんですか。このことについて何か議論をされたとか、前回、この委員会で議論したのか。

中村教育改革・企画課長 文教警察委員会で1月20日に説明した改訂素案の段階では、このSDGsに関する記載については、ここまで明確に書かれておらず、参考資料という形で付いていました。（「いや、だから、どこでどういう」と言う者あり）

これは大分県の長期総合計画の中間見直し委員会、それぞれ安心・活力・発展の三つの部会でも議論は積み重ねてきましたが、最終的にその全てが集まる総合部会の中で、完成形としてこれでよろしいでしょうかという会議をしたときに、SDGsの視点はもっと前面に打ち出すべきではないかといった、総合部会の委員の皆さまからの意見が多くあったということです。

そのことを受けて、当初、参考資料として付けていたSDGsと大分県の施策の関連表も、本文の計画を推進していくための視点としてきちんと位置付けようという修正をしたところで

阿部（英）委員 こういうのはね、今この項目について説明をどこでしたのかなど。ただ、今回の一般質問では、このことが随分言われてきたんですね。質問項目の中に随分出ていたような記憶にあるんですが、それがためにこうやったということであっても、それはそれでいいのかなど。ただ、どこでどういう議論があっ

て、こう載ったということをしかり私は言うてほしかったということです。一応申し述べておきますから、結構です。

小嶋委員 SDGsに関連して、昨今ESDという言い方をしながら、SDGsと関連をした教育手法になるのかな、そういう考え方の下で教育活動を進めている学校もあるやに聞いています。それらについては、少し文献も拝見をしたことがあります。大分県の教育委員会の基本的な考え方——教育の進め方ですね、基本的な考え方とそごがあるのか、それともそれと同じような方向を向いていこうとする考え方なのかについて、1点お願いします。

中村教育改革・企画課長 ESDという、このアルファベットの略し方ですけど、これはエディケーションのEと、あとはサステナブル・ディベロップメントですので、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズというSDGsと国連が言っていることと、そのための教育とするとESDになりますので、これは同じ方向性のものです。

2016年に策定をしている大分県の長期教育計画の中でもESDなどの推進というところを掲げており、大分県内でもユネスコスクールに指定をしている学校でESDを意識した取組を進めていると。そういったユネスコスクールの取組は、きちんと県として希望する学校に広げていくとか、そういったことを進めていくのが2016年以降、長期教育計画に沿って進めている取組です。

小嶋委員 じゃあ、それから5年ほどたとうとしているんですけど、具体的に大分県の教育委員会で、ESDという考え方で進めようとしているところ、全県的にそういう考え方の下で進めようとしているという理解でよろしいんでしょうか。

中村教育改革・企画課長 今はユネスコスクールに指定されている高等学校の取組を、例えば、これは世界の中でも貧困問題であるとか、日本とは全く違った問題を抱えている地域について、それを高校生が学習し、学習した内容を大分県内の留学生に紹介するといった事例を——まず

は事例をつくっているところでして、県の教育委員会としては、その教育活動の模様を教育庁チャンネルの動画配信で県内に広く広報するといった形で広めます。

三浦委員長 いいですか。ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決しますが、第25号議案大分県長期総合計画の変更については、警察本部からも説明がありますので、第25号議案の採決は警察本部の審査の際に行います。

それでは、第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、本委員会関係部分について採決を行います。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に継続請願となった合い議案件について、審査を行います。

継続請願3ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決に関する請願についてのうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

永井人権・同和教育課長 継続請願文書表をお開きください。

請願のあった項目のうち2ページ目の項目2、3にある、ハンセン病元患者・家族への差別・偏見をなくすための学校教育における取組及び職員に対する研修について説明します。

令和元年8月30日付け文部科学省通知、ハンセン病に関する教育の実施についてを受け、県内全ての公立小中学校、県立学校に対する周知を図るとともに、各学校において人権学習等により、ハンセン病に対する偏見や差別を解消

していくための教育の実施について指導していきます。

福祉保健部健康づくり支援課においては、県下の高校生が国立療養所菊池恵楓園を訪問し、元患者や施設職員から直接話を聞き、ハンセン病への正しい認識と理解を深める研修を毎年実施しています。

また社会教育においては、ハンセン病について講話ができる大分県人権問題講師団等の派遣を通して、学習・啓発活動を進めていきます。

次に職員の研修については、教育庁では教育庁職員人権教育研修を年3回実施し、行政職員の人権意識の高揚に取り組んでいます。今後、この研修にハンセン病に関する内容を盛り込みながら、職員の理解を深めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

小嶋委員 すみません。前回の継続に至った経過はどういう議論の経過だったのか。ちょっと記憶が浅いので。委員長、どうだったんですかね。

三浦委員長 前は、合議でもあったので、ハンセン病の状況を踏まえて、患者の皆さんの状況を踏まえて、深掘りをしましょうということで継続請願に至ったということです。

嶋副委員長 この熊本地裁の判決を政府も受け入れていますし、今、説明のあったとおりになって、特に問題ないんじゃないですか。

三浦委員長 御意見等ほかにいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは採決についてお諮りします。

本請願のうち本委員会関係部分については、採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本請願のうち本委員会関係部分については、採択すべきもの

と福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 議案書の1ページをお開きください。第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係について説明します。

別にお手元に配付している令和2年度教育委員会予算概要の3ページをお開きください。令和2年度教育委員会の予算額は、左から2列目、予算額(A)欄の上から3段目にあるとおり1,135億872万7千円です。これを右から3列目の元年度7月現計予算額(B)欄と比較すると、その右の欄にあるとおり、額にして4億4,035万2千円、率にして0.4%の減となっています。

続いて、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について、教育財務課長より一括して説明します。

佐藤教育財務課長 令和2年度教育委員会予算概要の35ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の公立高等学校等奨学金給付事業費2億9,950万6千円です。

この事業は、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、住民税非課税世帯や生活保護受給世帯を対象に、返還不要の奨学給付金を支給するものです。新たに専攻科の生徒も対象に加えます。

41ページをお開きください。

事業名欄一番上の県立学校ICT活用授業推進事業費1億5,685万3千円です。

この事業は、令和4年度からの新学習指導要領実施に向け、生徒の情報活用能力を育成するため、県立高校等に電子黒板を167台、タブレット型端末を3,938台、プレゼンテーション実践教室3室の整備などを行うものです。

57ページをお開きください。

事業名欄上から2番目、いじめ・不登校等解決支援事業費1億8,467万3千円です。

この事業は、児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校・特別支援学校へ配置するものです。

また、新たに特別支援学校への配置時間数を週2時間から週4時間に増やし、教育相談体制の充実を図ります。

その下のスクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業費6,949万9千円です。

この事業は、貧困など家庭環境に起因する不登校等の未然防止、解決に向け、早期に福祉事務所等の関係機関へつなぐ体制の充実・強化を図るため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーを配置するものです。また、新たにスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うスーパーバイザーを配置するとともに、不登校等の課題を多く抱える中学校区へ重点配置を行います。

59ページをお開きください。

事業名欄一番上の学校防災教育推進事業費696万8千円です。

この事業は災害の脅威から身を守り、地域で共に助け合うことができる人材を育成するため、より実践的な防災教育や避難訓練を実施するとともに、安全マップの作成等の防災学習を行うものです。また、新たに生徒会や部活動等を通じた高校生の主体的な防災活動・防災学習を推進するため、高校生防災リーダーを養成するとともに、各学校の取組を支援します。

64ページをお開きください。

事業名欄一番上の未来を創る学力向上支援事業費6億268万3千円です。

この事業は、今年度まで実施していた小学校と中学校の学力向上対策支援事業を統合したものです。本事業では、小・中学校の学力向上を目的に、小学校では教科担任制推進教員の配置を拡充し、授業の質の向上を目指します。中学校では、数学・英語に習熟度別指導推進教員を配置し、習熟の程度に応じたきめ細かな指導を実施し、低学力層の減少と確かな学力の定着を図ります。また、数学・英語の指導力強化のための研修を実施するとともに、中学校学力向上

対策三つの提言の取組のさらなる充実・拡大に向け、推進拠点校に七つの中学校を指定し、中学校の授業改善を推進します。

66ページをお開きください。

事業名欄一番下の幼児教育推進体制充実事業費1,348万1千円です。

この事業は、幼稚園、認定こども園、保育所における幼児教育の質の向上を図るため、県幼児教育研修の支援や幼小接続に係る研修を行うものです。また、新たに市町村幼児教育アドバイザーや園内リーダーを養成するための研修を実施します。

82ページをお開きください。

事業名欄一番上の外国人とのコミュニケーション拡大事業費345万円です。

この事業は、多文化共生社会を実現するため、外国人に対して迅速に、正確に、簡潔に情報を伝える、やさしい日本語に関する学習会や交流会を中津市、別府市をモデル地区として開催するものです。

最後に106ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の全国高等学校総合体育大会開催費補助事業費200万円です。この事業は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、全国分散開催となる令和2年度の全国高等学校総合体育大会におけるフェンシング競技を本県で開催するため、大分県実行委員会に対し、過去の大会招致ルールと同様に経費を負担するものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

阿部（長）委員 2点教えてください。

41ページの県立学校ICT活用授業推進事業費、これで電子黒板整備167台、タブレットの整備3,938台と。これは、167台というのは全ての高校ですか。それと、3,938台というのは全ての教員に1台ずつということですかね。教員じゃなくて生徒ですか。

佐藤教育財務課長 これは児童・生徒用と、あと教える側の教員の分を含みます。詳しく申し上げますと、教員タブレットの整備に関する経

費774万円で570台、その下の生徒用タブレット3,406万2千円で3,368台を整備するものです。

阿部（長）委員 ということは、どれくらいの高校をカバーするのかな。

佐藤教育財務課長 電子黒板は全ての全日制高校に整備していきます。これは今年度から始めていて、元年度に2年生、3年生、2年度に1年生。それから、生徒用のタブレットは今年2年生の方に入れて、来年度1年生と3年生に入れて、整備を図っていきます。

阿部（長）委員 ということは、もう来年度と言うか、3年度で完了と。タブレットは生徒全員に行き渡るんですか。

佐藤教育財務課長 全員にということではなくて、この段階で3人に1台、交付税で措置されているのが3人に1台分しかないので、取りあえず、そこまではやっています。それと、今年の補正予算でお願いしましたGIGAスクール構想、あれでまた特別支援学校の小学校5、6年生、中学校1年生、これについては残り3分の2が全額国庫で来ますので、そういったものを活用して1人1台を進めます。

阿部（長）委員 もう1点は、これは何ページやったですかね、習熟度別の予算が付いていましたね。習熟度別の先生の配置が何ページかな。（「64ページです」と言う者あり）

2億9千万円余りあるわけですがけれども、この習熟度別というのは、我々も視察で行きました臼杵の中学校だったですね。中学生の同じクラスの中で、あのときは英語を見たんですけども、英語で覚えのいい人、普通の人とか、二つに分けているようですがけれども、この教員の配置は、通常英語は1人ですよね。ところが、そこに2人いるわけですね、習熟度別というのは。習熟度別で2人配置をするということ、これは全県下で何校何人ぐらいという予定でしょうか。

内海義務教育課長 全県では、数学と英語の教員を合わせて31名配置です。

阿部（長）委員 そして、その学校の選定はどのような形で配置する。

内海義務教育課長 学力向上の、この事業については、市町村に学力向上アクションプランを作っていただいて、どこの学校に配置するのか、どういった活用をするのかを市町村がこちらに提案して、アドバイスをしながら効果のありそうなところに配置をしていきます。

阿部（長）委員 大分県の義務教育の生徒、子どもたちの学力がだんだん上がってきて、これはありがたいことだと思っています。ですから、こういったことを進めていただきたいんですが、ただ反面、2クラスを見たときに、同じクラスの子どもたちがあややと分けられたときに、元に戻った活動をする中で、同じ同級生同士でいじめに至らないまでも、そういった問題は起きないのかなという心配を若干したんですけど、そこら辺の配慮はどうなんでしょうか。

内海義務教育課長 習熟度別指導が県内に入り始めたのは、平成25年ぐらいからなんですけど、当初はそういった心配もされていたわけですが、まずは、どのコースを選ぶのかについて生徒に選択させている学校が多いことや、保護者への説明も非常に丁寧に行っています。

最初から二つに分けるのではなくて、例えば、同じ単元をしていても、途中から分かれた方が理解がしやすいといったところで分けるなど、指導の工夫もしています。やっぱり理解の遅い子どもの方がこれについては歓迎する声が多くて、先生に質問しやすいとか、今まで分からなかったけれども、なかなか声を上げられなかった。習熟度別指導になって、分かるまで粘り強く取り組むといったことができるようになったという声を聞いています。

阿部（長）委員 ますます義務教育の子どもたちの学力を上げるために頑張っていただきたいと。分かりました。

阿部（英）委員 教育財務課長、最後に説明があったんですけど、高校総体の分散開催で200万円という、予特でも質問があったと思うんですけどね、高校総体ということで教育委員会が負担するという事なんですか。

いろんな子どもたちのいろんなスポーツ競技があるわけですが、高体連をやっていると、今

度は中学校、中体連はどうかのかね。そういうところも負担の基準があるのか、どういう基準でこれが決定したのかのね。

そして、そのほかのスポーツの交流についても、やはりそういう規則、規約があるのかどうか、ちょっと教えてもらいたい。

加藤体育保健課長 今回、全国高等学校の総合体育大会、いわゆるインターハイのフェンシング開催にあたる経費については、分散解散でない場合、これまでの通常の場合も大半は全国高体連がそこを確保します。不足分を会場県、会場市で一定のルールに基づいて負担をすると、そういうルールでこれまでもずっと来ています。したがって、今回のフェンシング会場になる大分県と大分市が、不足分の300万円を2対1の割合で、これまでも前回もこのルールでやってきていますので、その額でした。

中体連についても、全国大会を大分県で仮に開催するとなれば、そういう規定のルールがありますので、そのルールで対応していくこととなります。

阿部（英）委員 これは、高体連とか中体連とかいう、そういう一つの大きな組織が開催をする規定の中で、こういう不足分に対しては補足しましょうという規則になっているわけですね。そのほかの部分についてはそういう対応じゃないということですね。

加藤体育保健課長 高体連、中体連においては、学校の部活動が対応することになります。学校の部活動は学校教育活動の一環として行われていますので、そういう関係から一定の支援をすることになります。そうではない、いわゆる一般の競技団体が主催する大会となると、またそれは別の考え方で、現在ではそこはないという状況です。

阿部（英）委員 これには、当てはまらないということですね、分かりました。

小嶋委員 いくつか伺いたい点があるんですけど、時間の関係もありますから主に3点ですね。

1点目は59ページの学校防災教育推進事業費、一部新規で継続事業ではあるんですけど、この中にマル特で高校生の防災リーダーの養成

事業費が140万円ほど予算化されています。今年度初めてです。——ああ、2年度か。

この防災リーダー養成事業費はどのような規模と言いますか、学校から代表が集まるのか、いくつかの学校を指定してとなるのか、やり方についてお尋ねをしたいのと、この防災リーダー養成事業の中にカリキュラムと言いますか、計画があると思うんですが、座学中心にやるのか、それとも体験型を半分以上取り込んで実施するのか、その点を一つお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、80ページに子ども科学体験の推進事業費があります。3,200万円ですね。これは継続事業から少しお金が増えていますが、NTTの府内ビルに移転することになります。多分1階に設置されることになると思うんですが、これは従来のO-L a b oからすると2倍か3倍ぐらい広くなると思うんですけど、具体的な運営は従来どおりなのかどうかお尋ねをしたいと思います。

3点目ですが、予算全体の中には多分入っていなかったと思いますが、見付けきれなかったのかもしれないけど、文部科学省が今年の学力テストは中止をすると言われていました。報道発表がありました。文科省がそういうことになって大分県は実施する考え方なのか、もうやらないのか、その点についてお聞かせください。

簗田学校安全・安心支援課長 まず、高校生防災リーダー養成事業費についてお答えします。

これは国庫10分の10の事業ですけれども、学校や地域の防災リーダーとなる人材を育てるということです。来年度は地域性も見ながら、3校から2名ずつを考えています。そのときに、学校の中で例えば生徒会活動をしているとか、部活動でボランティアの活動をしているとか、そういう生徒たちに集まってもらって、そして、学習としては体験型の学習になります。東北とか被災地を訪問しての学習をしてもらって、それを——なぜ生徒会とかボランティアの部活動かと言うと、帰って生徒会行事とか、学校の中で還流をしてもらおうと。それと、来年行った後

も学校の中で根付いていけば継続的にできるので、そういった狙いでやっています。

来年度は3校ですけど、状況を見ながら、また対象校を増やしていければなと思っています。

石井社会教育課長 80ページの子ども科学体験推進事業についてですけれども、今まで竹町の岩尾洋服店のところをお借りしてやっていたところから、NTT西日本府内ビルの方に移転します。広さとしては、70平米から199平米、約3倍近くに拡大することとなっています。

その運営についてですけれども、これまでは委託で業者の方に運営していただいていたものを、これまでと同様に委託という形で運営していきます。

ただ、その事業の内容については、こちらの方から、例えば、そこにありますように先進的、専門的な講座を設けること、あるいは宇宙に関する講演をやっていくこと、それから、地域拠点を設けること、そういった条件を加えた上で仕様書を作って、審査をして委託業者を決めています。

内海義務教育課長 大分県学力定着状況調査については64ページになります。未来を創る学力向上支援事業費の3番目です。

御案内のとおり、国は予定していました4月16日の実施を取りやめました。2年度中の実施について、実施するか否かも含めて改めて検討するという旨の通知があったところです。

国の調査の4月実施が見送られたことから、県教育委員会が実施する大分県学力定着状況調査についても、予定していた4月21日の実施を延期し、新型コロナウイルス感染症の今後の状況を見ながら、市町村教育委員会の意見も参考にし、実施時期、実施方法について検討したいと思っています。

小嶋委員 防災訓練のリーダーの養成研修については、非常によい試みだと思います。3校なので、60校以上ある——行き渡るまでには相当な時間がかかると思うんですけど、報告会とかもしながら、いろいろ普及をしていただいで、何を置いても申し上げるまでもないこと

ですが、高校生自身が自分の住んでいるところで被災をイメージできるように、そのときに何が必要かということをもっと体験するということが一番重要です。もちろん座学も大事なんですけど、体験型というのが非常に有効だと識者の中でも相当言われているので、ぜひそういうのを継続していただきたい。様子を見て少し拡大をとかではなくて、積極的にぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、O-L a b oについては場所が広がるので、中身を充実して、県議会の中でも、大分市の中でもそうなんですけど、科学館の要望も強いものがあります。これは少し時間をかけて、こういうものを充実した上でつながっていけばいいのかなと思うので、ぜひぜひお願ひしたいと思います。

それから、最後に試験の問題については、すみません、私、気が付きませんでした。様子を見るということは、まだ可能性があるということですか。

内海義務教育課長 平成15年から、様々形を変え毎年実施してきたこの調査は、市町村教育委員会や、学校の学力向上の取組の検証改善サイクルにおいて重要な役割を果たしてきていますので、状況を見ながら、今後実施について検討していくと考えています。

小嶋委員 判断をするのはいつぐらいの時期になりますか。やるということ、やらないということも含めて。

内海義務教育課長 判断の時期は非常に難しいと思いますが、取りあえず最初に判断するのは、4月の始業式の時点で学校がどういった状況になっているのか、市町村教育委員会が実施についてどのような意見を持っているのかとお聞きしていこうと考えています。

小嶋委員 分かりました。

嶋副委員長 新規の外国人とのコミュニケーション拡大事業ですが、これは大変いい事業だと思いますが、外国人と一口で言っても年齢の幅もあると思いますが、対象者はどのくらいを考えていますか。

石井社会教育課長 対象となるのは、年齢は特

に指定していませんけれども、日本語を学んでいただくということで、学んでもらうのは日本人の方になります。（「日本人」と言う者あり）はい。外国人にも分かるやさしい日本語を日本人に学んでいただく。例えば、公民館の職員であるとか、市町村、市役所の職員であるとか、あるいは一般の希望する職員たちにやさしい日本語を学んでいただいて、別府市や中津市で多くおられる外国人とコミュニケーションが取れるような事業になっています。

嶋副委員長 県内にいる県民の方が、外国人に接するとき日本語を使ってコミュニケーションを図っていくと、こういうことですか。

石井社会教育課長 はい。

嶋副委員長 国際化も進展して、外国人もかなり増えていますが、外国人に対する日本語教育はこれまでやっているんですかね。

石井社会教育課長 外国人に対する日本語教育は、また別個にやっています。国際交流課でやっていますので、そちらでは外国人に対する日本語の教育、こちらはまだ日本語がたどたどしい外国の方々に対して、日本人が外国人と交流できるような形で、外国人にも分かりやすい日本語を使えるようにという事業を計画しています。

嶋副委員長 近年、私たちもそうですけど、日本人が使う日本語が崩壊している面もありますけど、このやさしい日本語を教えるというのはかなり難しいと思いますが、講座の講師はどういう人を考えていますか。

石井社会教育課長 もともと、このやさしい日本語は、阪神淡路大震災のときに在留している外国人の方々が、避難をする際に日本語が非常に難しくて分からなかったという経験を基に、弘前大学の佐藤教授が中心として編み出したものになります。その佐藤教授、あるいは佐藤教授の教えを受けた方々を今、講師として選定していますので、もともと開発をされた方々を講師として考えています。

嶋副委員長 よく分かりました。

三浦委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これで質疑を終了します。

採決は警察本部の審査の際に行います。

続いて、第44号議案大分県長期教育計画の変更について、執行部の説明を求めます。

中村教育改革・企画課長 第44号議案大分県長期教育計画の変更について説明します。議案書は249ページですが、お手元に配布しているA4縦の別冊、大分県長期教育計画（「教育県大分創造」プラン2016）（改訂案）を御覧ください。

昨年12月の本委員会において素案段階で説明しましたが、その後のパブリックコメントなど、素案に関していただいた意見への対応について説明します。

まず、12月24日から1月23日までの1か月間、パブリックコメントを実施し8件が寄せられました。

その内容は、指標の変更にあたっての考え方に関する質問でした。そのため、本文の記載を変更した箇所はありませんが、改訂案の69ページから72ページにかけて、参考資料として目標指標の一覧を掲載する中で、数値の算出方法について記載するなど県民に分かりやすく提示できるようにし、パブリックコメントに対する回答を県教育委員会のホームページに掲載しています。

また、1月22日には大学関係者やPTA関係者などの外部有識者で構成される、大分県長期教育計画委員会を開催し、いただいた意見を本文に反映させています。

8ページを御覧ください。

ページ中ほどの（2）急速な技術革新の部分で、国の教育振興基本計画を踏まえ、IoTや人工知能などの先端技術が生活の場に取り入れられ、超スマート社会（Society 5.0）の到来が10年後には予想されている旨を記載していましたが、もう既にIoTや人工知能などの先端技術は生活の場に取り入れられて

いる時代だとの指摘をいただき、10年後にはという記載を削除しました。

また、昨年末からの国の動向に応じて、小・中学校の学習活動における個人用PC・タブレットの活用やそれを支える高速通信環境の構築など、学校の教育環境整備も急務になっている旨を追記しています。その他、計画全体での表現の統一を図るための軽微な修正を行っています。

今後のスケジュールについては、本議会で議決をいただけたら、年度内に教育委員会のホームページにて、見直し後の計画を公表したいと考えています。次年度以降の計画の実行にあたっては、毎年度の点検・評価を通じて計画の進捗管理、県議会への報告を行い、実効性を高めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

小嶋委員 今説明がありました、急速な技術革新のところに関してなんですけれども、今、改訂が進んでいる学習指導要領、伺うところによると、これまでになく前文が付いて、そして、その前文の中に持続的な開発目標に関連をして、これを担う子どもを育成するということが従来は言われていたところに、今回の改訂では、私もちょっと細かく見て、それを写真に撮ってとか、記述してとかいう確認は取れていないんですけど、創造する子どもを育てる、育成をするということに変わったと。表現の違いが出たということのみならず、そこは非常に大きく教育目標に対する内容が変わってきているのではないかと私はその話を伺ったときに感じたんですね。

それに関連をして、OECDが発表している日本における——各地方もそうですけど、ICTとか、社会的な環境、超スマート社会の方向性に向けては、非常に全世界的にも教育資材の提供が、あるいはそういうものに対する慣れ親しみが後れていると言われる中で、今回の教育を取り巻く時代の要請で、学習指導要領の変更に対してそれに答えられるだけのものになって

いるのかどうか、その点についてお聞かせください。

中村教育改革・企画課長 ただいま御指摘をいただいた新学習指導要領の実施に関する記載は、8ページから1ページおめぐりいただいて、9ページに新学習指導要領の実施に関する項目を設けています。

新しい学習指導要領では、単に学校でそれぞれの各教科の知識を教えるとか、美術の教科もありますので、知識、技能を教えるだけではなく、思考力、判断力、表現力であるとか、学びに向かう力、人間性等といった資質、能力の三つの柱を付けていくんだということがまず一番の大きな改訂のポイントになっていますが、御指摘いただいたようなこれからどんな社会になっていくのか、10年後の予測が難しい社会を創っていく子どもたちを育てていくんだということも学習指導要領の中に記載されています。

こういったことについては、実際に持続可能な社会とはどういうものなのか、そのための教育は何なのかということで、さきほどのSDGsやESDの話につながっていくものです。計画で言いますと12ページ、施策の総合的推進のために必要な視点の4点目、持続可能な開発目標SDGsとして新学習指導要領に基づく教育課程の意識的な編成やESDの実践、普及を通じて地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育成しますということで記載しました。国際的な問題であっても、身近なところの学習からそれを考えていけるようにということです。

小嶋委員 今、2020年で、2030年とか、あるいは将来的には2050年というところを見据えての大きな話だろうと思うんですけど、当面、2030年を見据えて世の中が随分大きく変わってくると思うので、その社会の動きにしっかりと的確に状況をつかめる子どもたちを育成すると。その中で、しっかりと世の中を支え、また、世の中を創っていける子どもたちを育成していくために、ぜひ大分県も頑張ってください。

私が持っていた問題意識については、今説明を受けたところで少し解消されましたので、感謝したいと思います。ありがとうございました。

三浦委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①と②の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 大分県教育大綱の策定について説明します。文教警察委員会資料の2ページをお開きください。

大分県教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、知事が策定する教育、学術及び文化に関する総合的な施策の方針です。

本県では、平成27年に初めて策定していますが、県長期総合計画や県長期教育計画の見直しや、昨年12月の総合教育会議での協議を踏まえ、現行の大綱を改訂し、新たな教育大綱が策定されました。

今回の改訂では、これまでの三つの基本方針及び施策の方向性は維持しながら、地方創生に資する人材育成、不登校児童・生徒への対応、学びのSTEAM化や学びを支える先端技術の活用などの時代の変化に対応した取組について、変更や追加をしています。

なお、新たな教育大綱の対象期間は令和2年度から6年度までの5年間となっています。

教育大綱では、県長計・県教育長計等にある施策の要点が整理されており、教育委員会としても本大綱を尊重して教育行政を進めていきま

す。

続いて、芯の通った学校組織推進プラン第3ステージの策定について報告します。本文については別冊資料にてお配りしていますが、右肩に概要版と記載したA4横の概要資料により説明します。

本県では、平成24年度から芯の通った学校組織の確立に向けた学校改革の取組を通じて、校長のリーダーシップの下、具体的な目標の達成に向けて組織的に取り組む目標達成マネジメントと、このような取組を行う基盤となる学校運営体制を構築する組織マネジメントの二つを両輪とした学校の組織的課題解決力の向上を図るため、学校現場に必要とされる取組を示したプランを策定してきました。

本年度に第2ステージ終了年度を迎え、令和2年から令和4年までの3か年を、新たに芯の通った学校組織の取組に係る第3ステージと位置付け、教育県大分の創造に向けて、大分県長期教育計画最終年である令和6年度の目標達成に道筋を付けることを目指すものです。

資料の左側を御覧ください。

これまでの足掛け8年にわたる取組により、学校マネジメントの取組は浸透し、小・中学校の学力・体力向上では結果が表れつつあるなど、着実に学校は変わってきています。しかしながら、学校を取り巻く環境が変化する中で、子どもの学びのために学校のパフォーマンスを最大化するためには、これまで積み重ねた取組をより確かなものとする中で、学校における働き方改革、そして地域とともにある学校への転換を達成する必要があると考えています。

資料の右側には、取組のポイントとして学校マネジメントの深化、チーム学校の取組の継続・発展、学校における働き方改革の推進、地域とともにある学校への転換、そして学校規模に応じた学校マネジメントの検証の五つをあげていますので御覧ください。

第3ステージの実行にあたって重要なことは、これまで8年にわたる学校改革の歩みを止めることなく、教育水準のさらなる向上を引き続き目指していくことであると考えていますので、

学校現場にもそのことをしっかりと伝えながら取組を進めていきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部（英）委員 私どもも文教警察委員会に残る人も出る人もいるのでね、最後にちょっと今までに私も感じていて、今この流れの中で芯の通った学校、また、地域とともにある学校ということで、何段階に分けてこの改革をずっとやってきたとお聞きしておるわけですが、そういう中で、我々も今までいろんなところに行って、特に大分市の碩田学園かな、その学校の環境です、ね、いろんなすばらしい環境を設置しています。

すぐ近くには舞鶴小学校もあるし、津留小学校もあるし、それぞれの小学校がある。比較したときに、環境面では随分違うわけですね。同じ大分市の小学校でこんなに差があっているんですかね。やはりあそこにはいろんな人たちが視察に来ているそうですが、モデル的にやられていると聞いていますが、これから数年たって、今、課長がおっしゃった本当に芯の通った学校組織、そういう意味で、また、地域に根差したというのは、大分という一つのくくりの中での地域に根差した学校でなきゃいかんと思うんですよね。子どもは、そこに通う子どももすぐ近くに通う子どもも同じ地域の子どもたちですからね。そここのところの流れ、これがどういうふうに——今現在でまだ結論が出ていない部分もあるでしょうけれども、今現在で差というものが表れていないか、そういうことに対して、やはり参考事例として捉えていただいたのかなと思っているんですが、こここのところはいかがですか。

中村教育改革・企画課長 まず、碩田学園は本当にすばらしい施設だと私も感じていて、他の学校とは一段も二段も違う設備がありますが、芯の通った学校組織のプラン自体は、子どもたちを取り巻く環境の中でも、周りを支える大人たちですね、教員も子どもたちにとっての環境ですので、教員が行う学校の活動が組織と

してまとまっていく、そして、それは具体的な目標の達成に向けて、右肩上がりですぐに教育水準を上げていくんだということに取り組み始めたのが第1ステージで、5年の中でおおよそその形は大分県に根付いているだろうと。

学校の中だけではなくて、実際には地域の方であったりとか、それはもちろん警察や福祉の部門の方、あとは最近スクールカウンセラーですとか、ソーシャルワーカーといった専門のスタッフの方に部活動支援員まで含めたチーム学校で子どもを支えていこうではないかという目標達成マネジメントにのせて、大分県版でやっという、大分県版チーム学校を目指そうというのが直近の3か年度でした。

これまでの取組の成果、これは確かにありますが、その課題について考えてみたときに、全国的にもそうですけれども、今の学校に必要なのは働き方改革であろうと。これは業務改善も意識改革も、学校とそうでない方が果たすべき役割分担も複数の部署にまたがっていきますので、これまでやってきた取組の上に、学校現場の先生だけが頑張れば働き方改革ができるんだろうかというところをしっかりと、学校の目指すところを周辺の地域の方や専門家の方と共有して進めていこうじゃないかと、実際には本文も記載し、県の教育事務所の学校訪問の中でも共通して大分県内で進めていこうとプランの中では記載しています。

残念ながら、ハード面の学校環境の違いは実際にはありますが、それを子どもを取り巻く大人たちの目標達成、組織としての動き、こういったものを進めていきたいとの計画です。

阿部（英）委員 多くは問いませんが、やはりこれから何年かたったときの流れの中でいろんな格差が出てきたんじゃないか、そういうところもしっかり踏まえて、大分市の教育委員会にも聞いていただきたいなと思いますし、特に先生方の置かれている働き方改革とは言いながらも、夜勤をやらなきゃならん人もおられますし、やはり子どもが学校に行っていないから、外に帰ったから先生は放免されていいんだという考え方もあるかもしれませんが、そ

う思っていない先生方もおると思うんですよ。

そういう意識でもって考えていかなきゃいかんとは思いますが、特に私は大分市なんですけど、出身は杵築の山の奥なんですけど、その学校と大分市の学校でも随分差がね、父兄の感覚も違いますし、子どもたちの感覚も違うしね。また、そこにそれぞれ赴任する先生方の取組もおのずから違ってきていると思いますので、そういうところも含めて、いろんな意味で視点をいろんな角度から移していただきたいなと思います。これからそういう改革がどういう成果を持ってくるかというのは私も注視しますので、よろしくをお願いします。

小嶋委員 書いていることを一つ一つ理解していくことは、私の能力ではなかなか難しいんですけど、ポイントのところでは学校における働き方改革の推進というのは、これはかねて議論もしてきたので、表現としてはよく分かります。

中身として、私は子どもたちの教育をさらに伸ばしていくための先生が、平たい言い方をすると、毎日朝、非常に暗い顔をして教壇に立って、そして、子どもたちに声をかけても、子どもたちが受ける印象というのはやっぱりなかなか授業が進まない。そういうイメージを私自身が持つてしまうんですが、つまり、先生たちが何の心配もなく、今日は終わってからこの仕事をせにゃいけん、この仕事をこなしかにゃいけんとかいう心配もなく、朝、教壇に立てるような環境をつくってあげることが私は重要ではないかなと思います。

子どもも先生が本当に明るく、今日も一日みんな頑張ろうねと、多分そうになっているとは思いますが、中にはそうじゃなくて、いろいろ仕事を抱えていて、負担の多い先生方がいらっしゃると思うので、そういう意味での働き方を改革して行って、学校づくりをしていけるようにお願いをしたいなと思うんですね。

やっぱり子どもにとっては先生が何よりも見本であり、先生の言うことが全てなわけですから、そういう子どもたちにとって全ての先生が毎日いろんなことを背負っていて、結局、子どもと触れ合う時間というのが非常に少なかった

り、結果としてそういうことになったりすると、これからはなかなか難しい教育が続いていくのじゃないかなと思います。

そこで、これは一般論ではなかなか語れないんですけど、小学校では難しいのかもしれませんが、中学校の担任制の廃止とかですね、廃止がいいのかどうか分かりません。やっぱり複合的な担任の在り方というのが、私は一人一人の先生の負担を軽減していくには非常によい手段じゃないかなと思っていて、そういうことをやっているところにも話を聞きに行ったことがあります。

例えば、中学校で4クラスあったら8人、主任と副主任がいて、その8人の先生がそれぞれのクラスを二つずつで持っているんですけど、副主任を入れて2人の先生で40人をしっかり把握して、しっかりと指導していける、本当に話を聞いてあげるとなるとなかなか難しい点があって、私も子どもの頃、経験がありますけど、何年生のときかは申し上げませんが、本当に嫌いな先生から1年間持たれて、嫌な時期を過ごしたことがあったりするんですね。これは一般論で聞いていただきたいんですけど、だから、担任制を廃止したらいいんじゃないかということをお願いしているわけじゃないんですけど、それも一つの検討に値することではないかなと思ったりしているんですけど、そういう点についての検討状況とかもしあれば聞かせてください。

中村教育改革・企画課長 まず初めに、委員がおっしゃった働き方改革、子どもの前で教壇に立つ先生がしっかり子どもに今日も頑張るぞというような形で迎えるようにというのは目指すところであり、芯の通った学校組織の取組の中では、管理職が立てる学校としての重点目標に、働き方改革の項目を入れていきたいと思います。ということが第3ステージからしっかりと入れていく変更点の部分になっています。

何か特定の方法を県内で全部やっていくんだということではなく、それぞれの学校の状況に合わせて、じゃ、校長先生以下、学校組織全体でどんなことを取り組んでいくのかを決めて、

目標に設定してほしいということを求めていくものになっています。

さきほど委員おっしゃられた担任を少し柔軟に行っているような学校の例は、大分県内ではなく、他県の事例かと思われかもしれませんが、しっかりそういった取組をやっていくかどうかについて、相当程度、学校の中でも議論を重ねに重ねた上で実施をしていくという背景もあるように伺っていますので、特定の方法をこれやっていこうというシンプルなやり方はなかなか難しいかなと考えています。

後藤教育次長 臼杵市の西中学校という中学校がありますが、この学校では既に若い先生が学級担任を固定するとかではなくて、学年部で複数の学級を相互に見守るということで校長のリーダーシップを基にして取り組んでいます。我々、芯の通った学校組織は学校を柔軟に子どものために運営するというリーダーシップを校長に求めていますので、県下でもそういう発想の校長が増えてきたということを申し添えます。

小嶋委員 その上で、私から申し上げたいことが1点あるんですけど、これは教育長とも立ち話で話したことがあるんですけど、特に中学校の校長先生の任期が1年か2年で非常に短い。今、次長が言われたような校長のリーダーシップをしっかりとすることに関しては、せめて複数年はもちろんですけど、3年、4年の期間があつて初めて、さきほど課長も言われたように、議論を進めていく上では時間が必要ではないかなと思います。

今日は人事の話をするつもりはありませんけれども、やっぱり校長先生の学校マネジメントを含めて徹底をして、校長先生の思いが成し得ていけるような、校長先生の思いも教育委員会からしっかりと、お互いにオーソライズされた方針が徹底されるようになるためには、今の校長先生の年数は少ないんじゃないかなと私は感じています。それは問題意識として持っておきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませ

んか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて③と④の報告をお願いします。

渡辺教育人事課長 それでは、③学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正等について報告します。

文教警察委員会資料の4ページをお開きください。

1の改正理由ですが、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、昨年12月に公布された給特法第7条第1項及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第13条の2の2第3項の規定に基づいて、教育職員の在校等時間の上限等を新設したものです。

次に2の改正内容は、①教育職員の業務時間から所定の勤務時間を除いた時間を1か月45時間、1年360時間の範囲内とすること、②通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上記①の上限時間を超えて業務を行わざるを得ない場合は、1か月につき100時間未満、1年につき720時間以内、複数月では平均80時間以内。また、1年のうち1か月において45時間を超えて業務を行う月数を6か月以内とする。③その他必要な事項は任命権者が別に定めるとしています。

資料の5ページをお開きください。規則で別に定めることとした県立学校等の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について説明します。

1の趣旨ですが、国の指針及び教育委員会規則に基づいて定めるものです。次に、2の対象者及び3の業務を行う時間の上限については、さきほどの規則で規定したものと同様です。

資料の6ページをお開きください。4の教育委員会及び学校の管理職の責務には、国の指針を参考に教育委員会及び学校の管理職の責務として、教育職員が在校している時間等の計測及びその記録の保存に関すること、健康及び福祉を確保するために留意すべき点等を定め、5の留意事項には、上限時間の遵守は他の長時間勤

務の削減方策とあわせて取り組まれるべきものであることや、虚偽の記録等の排除、持ち帰り業務の縮減について定めています。

教育委員会規則及び方針は、法律の施行に合わせて、令和2年4月1日から適用することとしています。

久保田高校教育課長 県立学校の修学旅行実施基準等の改正について説明します。資料の8ページをお開きください。

まず改正の概要です。県立高校の修学旅行経費については、基準となる金額設定から10年以上が経過し、著しい状況の変化が見られることから、実施基準等の改正を行うこととしました。検討にあたっては、保護者代表や学校職員を含めたプロジェクトチームによる会議を計3回開催し、御意見をいただきました。

次に改正内容です。①を御覧ください。

修学旅行の日数については、保護者の経済的負担等を考慮し、5泊6日以内から4泊5日以内とする改正を行いました。

②を御覧ください。修学旅行経費については現行の実態を踏まえ、国内にあっては毎月の積立額が1万円を超えないよう設定すること、国外にあっては日程や経費等について無理のないものとなるよう特段の配慮をした上で、さらに保護者の十分な理解を得て決定することと改正しています。

今回の改正は、令和3年4月1日以降に実施する修学旅行から適用することとしています。

資料の9ページをお開きください。経済的理由により修学旅行への参加が困難な生徒への対応については、既存の給付金制度や奨学金制度の周知・活用を図るとともに、大分県奨学会による修学旅行に係る貸与型奨学金の検討も始めます。また、修学旅行の取扱い等を定めた学校私費会計取扱要領を改訂し、修学旅行の候補地や費用の決定に保護者の意見等を反映しやすい仕組みづくりや、旅行業者が見積りに参加しやすい環境整備を行うこととしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部（長）委員 最初に説明のあった、休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則とあるんですけど、これは今まで学校の先生たちが過重労働を強いられていると、過重労働になっているということがあって、学校の教職員の働き方改革と言いながら長時間勤務を改めなさいということでこういう条例を作るんでしょうけれども、ただ、これを作っても業務の内容が変わらなければ、先生たちはどうしても持ち帰りをせざるを得ないとか、時間外でやらなきゃいけないような気がするんですよ。先生の業務というのは、日常に生徒に接する時間とか、教える時間とか以外に、それに同等時間以上の業務があるのではないかなと。僕は教員じゃないから分かりませんが、そこら辺はどうなんですかね。

渡辺教育人事課長 教員の負担軽減については、これまでも会議・研修の見直しであったり、部活動指導員など外部人材の活動であったり、そういったものをしながら取組を進めています。

また、来年度予算においては、ウェブ研修ということで、これまで教育センターの方で研修を行っていましたが、そういったものをインターネット上で配信して、そして受けていただくということで、学校から教育センターまで行く多くの時間等を節減するという取組もして、できる限り、業務全体の負担を減らしていきたいと考えております。

阿部（長）委員 その部活動の先生は、そういうことを一々言わないと思うんですよ。自分が志していること、それからそれを教える子どもたち、目指しているものが一緒になるわけですね。

ところが、聞こえてくるのは、部活動の顧問じゃなくて一般の先生から業務が煩雑で仕事量が多いと、持って帰ってやらんとこれは処理できないということをよく聞くので、そこら辺をまず改革しないと、これを作っても、それが履行できないんじゃないかなという気がするんですけど。

渡辺教育人事課長 この上限方針については、給特法という法律を改正して、国が一定の基準

値と言うか、指針を示して、それに準じる形でこういったものを大分県としても整備したいと考えています。

委員おっしゃるとおり、先生方の業務だとか、そういった部分もありますので、さきほどの方針の中にも出てきますけれども、持ち帰りであるとか、そういった部分についても把握をしながら、全体の業務について削減を図っていく。なかなか難しい問題はありますが、そういう形で取り組みたいと考えています。

阿部（長）委員 先生が生徒に向き合う時間が一番大事なことであろうと思うし、それ以外でその時間を取られることがないように、教育に専念できるような環境を作ってもらいたいとお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

原田委員外議員 この上限規制を超えた勤務者が出た場合の対応についてお聞きしたいと思います。どのように対応していくか。

渡辺教育人事課長 上限を超えた場合、そして方針の中にも出ていますけれども、80時間超であるとか、そういった部分では、医師による面接指導だとかをきちんと行っていくことで対応したいと思いますし、全体として上限を超えた場合どうするのかという部分、これは国の法改正等の中でもいろいろ出ていますけれども、校長であったり、教育委員会でも業務削減等の取組を積極的に果たす中で、このような上限の目安を入れることによって学校の運営等に係る責任を果たしていくということで対応していきたいと考えています。

原田委員外議員 ちょっと言い方を変えます。例えば、こういった超える方が出たときの校長の指導がない場合、また、虚偽の報告をした場合等は、教育行政に対する信用失墜行為としての処分が必要なのではないかなと思っているんです。ここでは罰則規定はありませんけど、そういったように強い形で臨まないと、いつまでたっても目安で終わってしまうのかなと思うん

ですけど、いかがでしょうか。

渡辺教育人事課長 上限を超えた場合の責任という部分では、さきほども申し上げましたけれども、上限の目安を大幅に超えるような場合、教育委員会等が業務削減等の取組を積極的に果たす必要があると。そのような努力を行わないまま、上限の目安を大幅に超えるような場合については、学校運営に係る責任を果たしているとは言えないといった国の見解も示されていますので、そういったものも念頭に県の教育委員会として、さきほどの芯の通った部分でも申し上げましたけれども、働き方改革を進めていくということで対応します。

猿渡委員外議員 さきほどから出ている規則の問題ですけれども、今、超えた場合は医師による面接指導云々という回答があったんですけども、そういう医師による面接を受けなきゃいけないということになっても解決にはなかなかならないから、むしろ実態がつかめなくなってしまうとか、そういう問題もあると思うんですよ。なので、さきほどから意見があるように、やはり仕事を減らすことしかないと思うんです。

会議・研修の見直し、ウェブ研修とかいうことはやっていて、それはそれで大事だと思うんですけども、私はいつも言っているように、やはり正規教員を増やす、30人学級を広げる、それをやっていくことが一番の解決方法だと思っていますが、どうでしょうか。

渡辺教育人事課長 人員の増員が必要ではないかということは、おっしゃるとおりだと思います。我々としてもいろんな形で、県の単独でできる部分は予算措置等もお願いしながら対応していますし、また、国の方にもいろんな機会を通じて要望等もしていますので、そういった増員の努力というのはこれからも続けていきたいと考えています。

三浦委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、続いて⑤の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 新型コロナウイルス

感染症拡大防止に係る対応について説明します。

資料の10ページをお開きください。

まず、1学校一斉臨時休業についてです。これまでの経緯については、さきの常任委員会で報告したとおり、国の要請と県の方針を受け、県内の小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校は3月2日、若しくは3日から一斉臨時休業に入っています。

この間、県立学校については感染症対策に万全を期し、無事、入学者選抜、特別支援学校高等部・専攻科入学者選考及び合格発表を終えることができました。

また、休業中の子どもの居場所づくりや学習支援等については、主に小中学校において、家庭で見守りができない児童を対象に学校での受入れや、市町村からの要請に基づく教職員による放課後児童クラブへの支援、家庭訪問やICTを活用した学習支援等、地域や学校の実情に応じ、様々な取組が行なわれています。

県教育委員会では、ホームページでプリント配信サービスや学習支援サイトを紹介しています。

また、臨時休業によって本年度に指導すべき学習内容が指導できていない状況が生じる懸念があることから、市町村教育委員会に対し、未指導の内容の補充指導を含む次年度の教育課程の編成・実施等の検討を依頼するとともに、対応例を周知しました。また3月16日以降、一部の市町では分散登校等の取組も始まり、学校再開に向けた検討も行われています。

引き続き、市町村教育委員会と連携して対応していきます。

次に、2社会教育施設等の臨時休館についてです。県教育委員会所管の施設については3月2日から臨時休館とし、全ての主催事業を中止または延期しています。県立図書館については、休館中も図書を借りたいという利用者からの要望に応えるため、3月7日から宅配サービスを開始し、本日までに54件、292冊の申込みがありました。

3学校・施設の再開については、国内・県内における感染の発生状況や国の方針等を見なが

ら検討したいと考えており、本日、国の専門家会議で示される新たな報告の内容に注視しているところです。なお、令和2年度の全国学力・学習状況調査については、4月16日の実施が予定されていましたが、一斉臨時休業の影響を考慮し、同日の実施は取りやめ、今後の取扱いを改めて検討する旨、文部科学省から発表がありました。

4月21日に予定している大分県学力定着状況調査についても実施を延期し、新学期開始の状況を見て、市町村教育委員会とも情報交換をしながら実施時期等を検討します。

新型コロナウイルス感染症についての情勢は日々刻々変化していますので、状況を見ながら慎重に判断していきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

成迫委員 新型コロナウイルスで、今、学校が一斉休業ということで部活動も休みになっていると思うんですが、例えば、私は陸上専門なので、陸上競技においては、大分市陸上競技場とかに土日行ったときかなり人でごった返していると言うか、本来であれば、顧問の先生が子どもたちを見ながら、選手と接触しないようにとかですね。以前、神奈川で走っている選手と思い切り正面からぶつかってしまって、亡くなったというケースもあって、非常にスポーツの現場というのは、リスクマネジメントが必要と言うか、危ないんですけれども、そこに学校の先生がいなくなると、子どもたちもかなり危険な環境の中で練習をしているという状況になっています。

部活動ができないということですので、子どもたちは自主練習をそれぞれしているんですが、その現場に例えば保護者に付いてもらうとか、そういった対応が必要なのかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

加藤体育保健課長 今委員がおっしゃったとおりで、部活動は休止ということになっていますので、児童・生徒については、個人、若しくは家庭の判断で自宅周辺等で個人的な運動をする

ということは逆にした方がよいということになっておるんですが、今言われたような状況等を我々もしっかり把握していきながら、その時々、状況に応じて適切に対応していかなければならないと現在考えているところです。

さきほど説明したとおりで、コロナウイルスの感染状況が刻一刻と変わりますので、その状況に対応して適宜指導します。

成迫委員 ぜひ大きな事故が起こる前に対応していただければと思います。

もう1点、この時期にでも転校してくる子どもたちというのはたくさんいると思うんですが、やはり感染者が多い地域から来た子どもたちに対しては、もしかしたらいじめの対象となるようなことも今後起こり得るかもしれませんので、その辺り、学校の現場の方で配慮していただくようお願いとして付け加えさせていただきます。

嶋副委員長 冒頭、教育長から話があったとおり、また、ただいま説明があったとおり、小中高の休校が継続されていますが、臼杵市の小・中学校が23日から学校を再開するという報道がありました。これについての見解をお示しいただければありがたいと思います。

工藤教育長 10ページの資料も御覧いただければ分かると思いますが、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえて、各学校の設置者において判断をしてくれという文科省の通知、これを受けて県としても要請していますけれども、地域の実情等を踏まえながら、それぞれが判断をしているという状況です。

臼杵市の関係、再開をしたいという話でしたが、本日2例目が発生をしたようです。そういう状況も踏まえながら、また改めて判断をされるのではないかなと思っています。

嶋副委員長 2例目の感染者が、どうも臼杵市の自営業の男性のようなので、未知のウイルスとの戦いですから、どういう対応がいいのか、どういう選択がいいのか誰も分からないと思いますが、分かっているのは、人が集まることによって感染者が多くなるということなので、これは徹底をした方がいいと思いますので、臼杵

市の教育委員会ともよくよく協議をしてほしいと思います。

工藤教育長 ありがとうございます。正におっしゃるとおりで、臼杵市もそういう状況の変化があれば、23日再開をするということも当然見直すという前提付きで発表もされていましたが、今現在、その状況についても多分議論はされているのではないかと思います。

三浦委員長 私から1点、小・中学校、特別支援学校では、様々な対応、これまで休校になっても、私の日出町でも分割で登校等を今週行いました。

ただ、公立の高校、臨時休校以降、例えば、保護者並びに生徒・児童に対するアクション、対応が全く見えてこない、聞こえてこないんですけれども、小・中学校で言えば先生が家庭訪問に行ったりとか、そういったことが、高校では全県1区ですから、なかなか難しい部分があると思うんですけれども、これまでの対応、そして今後、そういった保護者や生徒に対する対応をお聞かせください。

久保田高校教育課長 今、なかなか見えてこないという御指摘がありましたけれども、3月2日以降、全県の公立の高等学校が臨時休業に入っています。その直前に来週から休みに入ること、学校もできる限りの対応を――まずはその時点で課題とか、いろいろな指導とか、休業中の健康管理等を含めて学校から指導しています。

また、各学校のホームページには、いろんな課題の指示だったり、あるいは健康管理について、今週はこういうところに注意をしてくださいねということを保護者にも流します。

また、学校によっては、全ての生徒に電話をしたり、あるいはメールを配信したりという学校も随分出ていますので、そういった細かい指導は継続的にやっていると思っています。特に支援が必要な生徒、子どもたちについては、家庭訪問も各学校で行っている状況です。

今はまだ、この対応が国も含めてなかなか先が見えないと。また、本日もそういった新たな発生があったということで、学校としては来

週以降どうなるのかということ是非常に不安に感じているところもありますので、今後、県教委としても適切に今後の指導、あるいは支援をしていきたいと考えています。

三浦委員長 市町村で言うと、正に市町村教育委員会の判断で様々な取組をしていますけど、県立の高校、正に課長はそういう取組をされていると言ってますけど、ぜひしっかりやってください。というのが、保護者の方からそういった声を聞くんですよ。小・中学校ではそういった対応があるけど、高校は全くないなど。やっているのであれば、しっかり丁寧に引き続きしてください。一律に取組を強化してください。お願いしておきます。

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

猿渡委員外議員 臨時休業への対応、大変お疲れさまです。今日また国の方針が出て、また連休中に対応しなければならないような状況になるのかなと思いますが、本当にお疲れさまです。そういう中で、今の資料で、医療的ケアを必要とする子どもさん2名で、延べ3日間とあるんですけども、他の子どもさんは学校で受入れはしていない、これで対応ができていくということなんでしょうか。

通常、放課後デイサービスなどで受け入れていない子どもさんも受け入れてくださいねということで対応されていることなんですけれども、障がいを持つ子どもさんは、なかなかふだんと違う環境に入ったり、ふだんと違う生活をするというのが大変な子どもさんも多いと思うんですね。そういう中で長期化すると、慣れている、その子どもさんの状況をよく知っている学校の対応というのが必要になってくるのではないかと思います。その点どうなのか。

また、休みが長期化する中で子どもたちの昼食、食事の面が気になるんですけども、それは小中も含めて気になるんですが、宇佐市で放課後児童クラブに学校給食の方で食事を提供したという報道がありますけれども、豊後高田市でも簡易給食をとということなんですけど、あるいは食材を放課後児童クラブで活用するということ

を含めて、教育委員会と連携を取って、子どもたちの栄養面等をサポートすることができないか、子どもたちの心身のケアを重視しなければならないと思います。その辺りどうなのか、見解を聞かせてください。

後藤特別支援教育課長 特別支援学校の医療的ケアの必要なお子さんの、この臨時休業中の対応についてお答えします。

保護者が仕事を休めない場合にこのような子どもたち一人では留守番ができませんので、特にたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする方で、地域の福祉サービスの利用ができないという理由が付く方については、特に支援学校への登校を受け入れています。現在、このような子どもたちは67名、大分県にいますけれども、その全ての子どもたちの保護者に連絡をして、希望を伺って、受け入れています。希望を伺った結果が、2名の児童・生徒について、延べ3日間の登校を受け入れたところです。今後、そのうちの1名がもう1日希望しているところなんです。

引き続き、このような子どもたち、さきほど委員おっしゃったように、地域の福祉の利用がなかなか難しいという方もいますので、御希望があれば受け入れていくという体制を取っていきます。

猿渡委員外議員 食材の提供や給食の関係は。

加藤体育保健課長 給食については、すみません、質問をもう一度お願いします。

猿渡委員外議員 宇佐市で学校給食を放課後児童クラブの子どもたちに提供したという報道がありました。豊後高田市でも簡易給食を出しているということがありますが、学校給食で使うはずだった食材が残っている部分があるということ、先日の特別委員会の中で答弁もいただいたんですけども、そういうものを学童クラブで活用してもらおうということも含めて、子どもたちの食事の面での対応ができないかと。

加藤体育保健課長 大変失礼いたしました。放課後児童クラブの昼食については、国からも学校の給食施設等を利用して対応することは、工夫の一つだという指針を今出しています。そう

いう状況の中で、県内では、例えば、宇佐市とか豊後高田市等で学校給食施設を使って、給食ではないですが、昼食を配付している市もあります。

放課後児童クラブについては、基本的に学校給食というのは、法律上、対応ができませんが、そういう各市町村ごとに工夫した対応で今後も図っていくということですので、我々もそういう状況を拡充したいと思います。

猿渡委員外議員 医療的ケアが必要な子どもさんだけではなくて、いろんな障がいを持つ子どもさんが長期化すると家庭での生活はなかなか大変かと思しますので、柔軟に学校での受入れも含めて検討していただければ、十分に感染予防には配慮しながらというのはもちろんですけども、対応を考えていただければと思います。

食材の活用についても、学童クラブと学校の方と教育委員会が連携を取ってください。よろしくをお願いします。

吉村委員外議員 1点だけ要望させてください。この春退職される先生方もいます。こういった状況で学校が行われていないので、退職される先生方が気持ちよく次のスタートを切れるような機会があれば、ぜひ御検討ください。よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかによろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、これもちまして教育委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

三浦委員長 ありがとうございます。

この春で御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔後藤教育次長挨拶〕

〔後藤参事監兼特別支援教育課長挨拶〕

三浦委員長 それでは、これもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

三浦委員長 これより、警察本部関係の審査を行います。

本日は都合により、高橋委員が欠席しています。

また本日は、委員外議員として、森議員、原田議員、吉村議員、猿渡議員に出席いただいています。

初めに、総務企画委員会から合い議のあった二つの合い議案件について、審査を行います。

まず、第21号議案職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

竹迫警察本部長 審査にさき立ち、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、昨日開催された予算特別委員会において警察本部関係の令和2年度当初予算の新規事業をはじめとした主要事業等について審議いただき、ありがとうございました。

本日の委員会では、令和2年度当初予算のうち、主要事業以外の事業について説明するほか、予算外議案として、職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正の概要など、担当部長から説明しますので、どうぞよろしくお願いします。

森實警務部長 文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

第21号議案職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について、県警が所管する部分を説明します。

今回の改正は地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員が会計年度任用職員とされることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を整備するものです。

改正内容について説明します。

まず、服務の宣誓に関する制度についてです

が、地方公務員法第31条において、職員は服務の宣誓を行うこととされており、これを受けて警察では、警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例において、宣誓の様式や方法を定めています。これまで一般職非常勤職員についても、本条例に基づき宣誓書に署名を行っていましたが、今回の改正により当該職員の服務の宣誓については、その任用実態を踏まえ、警察職員の面前での署名の免除や異なる様式での宣誓を行うことができるようにするなど、正規職員と異なる取扱いができることを追加するものです。

改正条例の施行期日については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日である令和2年4月1日となります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、第25号議案大分県長期総合計画の変更についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

森實警務部長 第25号議案大分県長期総合計画の変更のうち、当部関係部分について説明します。

全体の概要については、既に教育委員会から説明していますので、省略します。議案別冊の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改定案）を御覧ください。

警察本部は、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、1番目の施策、犯罪に強い地域社会の確立及び2番目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現を所管しています。それぞれの施策の見直し内容について説明します。

41ページをお開きください。一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてです。

現状と課題に記載のとおり、刑法犯認知件数は平成16年以降減少しています。しかし、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件が発生し、また特殊詐欺は全ての世代で被害が続発しているなど、依然として厳しい治安情勢にあります。また、ストーカー・DV、子ども・女性を対象とした声かけ事案等も、依然高水準で発生しています。全国では、登下校時における子どもを対象とした殺傷事件等、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取組が求められています。

42ページをお開きください。このような状況を踏まえ、主な取組①の5ポツ目に記載のとおり、大分県安全・安心まちづくり条例に基づき諸対策を推進し、令和2年4月1日施行予定の大分県特殊詐欺等被害防止条例による特殊詐欺等被害防止対策に取り組みます。また、②の2ポツ目のとおり、登下校時における子どもの安全対策及び児童虐待事案の対応の強化等を図ります。

次に43ページを御覧ください。二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現についてです。

現状と課題に記載のとおり、高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故や道路横断中の歩行者が犠牲となる死亡事故が多発していることから、横断歩道における歩行者保護をはじめとした交通ルールの遵守と交通マナーの向上が求められています。このため、高齢の運転者・歩行者両面からの交通事故防止対策をはじめ、県民一人一人の交通安全意識を高揚させるための方策を推進する必要があります。

44ページをお開きください。このような状況を踏まえ、主な取組①の1ポツ目に記載のと

おり、行政と関係機関・団体とが連携した総合的な高齢者の交通事故防止対策を推進します。また、主な取組②の1ポツ目に記載のとおり、交通事故実態を踏まえた交通指導取締りを強化するとともに、積極的な情報発信に努めます。加えて全国では、いわゆるあおり運転による交通事故等が問題になっているほか、依然として飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が発生しています。主な取組②の2ポツ目に記載のとおり、今後もこれら悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取組についても強化します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

小嶋委員 1点だけ、今説明のあった44ページ、交通安全の主な取組のところで、①交通安全意識の高揚で、特に高齢者の交通事故防止対策の推進があげられていますので、これはぜひ積極的に進めていただきたいと思うんですが、高齢者が事故に遭っている状況は、暗いところで横断歩道を渡っていないと。こう言っちゃ失礼ですけど、自分勝手に、車が来ていないなどいうのを確認する動作はあるんですけど、何か無責任に自分は信号とか社会のそういう動きとは関係ないというような思いを持っていらっしゃるのかどうか分かりませんが、これは危ないなどというのはよく見かけますよね。

地域の高齢者の組織とかに加盟している人たちはそういうことを学ぶ機会はあるんですけど、老人会などに入っていない人たち、恐らく老人の中の5割ぐらいはそうじゃないかなと思うんですけど、煩わしいから入らないという人が結構おらしいんですけどね。そういう人たちにはそういう教育とか——教育じゃないな、危ない、命の危険があるということを知る機会が少ないと思うので、こういう人たちへの対応が具体的にやらなきゃならんのかなと常々思っているんです。

なので、その点については、ぜひ今後、そういう問題点があるということの認識をしていただいた上で対策を充実していただきたいと要望

しますので、よろしくお願ひします。

三浦委員長 要望ですね。ほかに。

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に付託案件の審査を行います。まず、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

森實警務部長 第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について説明します。お手元の資料、令和2年度警察本部予算概要の2ページをお開きください。

令和2年度警察本部の当初予算額は、表の左から2列目、予算額(A)欄の上から3行目、警察本部①の計欄に記載のとおり268億6,291万円です。先般の予算特別委員会において、主要事業等については本部長から説明したので、本日はそれ以外の事業を説明します。

それでは、予算概要の順に沿って説明します。5ページをお開きください。

公安委員会費です。事業名欄一番上の委員報酬678万円については、公安委員3人の報酬です。その下の公安委員会運営費146万4千円については、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

7ページをお開きください。

警察本部費です。事業名、警察運営費14億6,396万1千円については、各団体が実施する事業への補助金、児童手当、警察職員貸与

被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

8ページをお開きください。

事業名、治安維持を担う人材育成推進事業費1,076万円については、若手警察職員の人材育成・確保を推進するため、各種研修の充実等を行うものです。

9ページを御覧ください。

装備費です。事業名、警察装備費5億4,005万5千円については、ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両・警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

10ページをお開きください。

警察施設費です。事業名欄、上から二つ目の交番・駐在所建設費6,786万8千円については、業務運営に支障を来している中津警察署中津東交番及び玖珠警察署飯田駐在所の建替えに要する経費です。このうち、中津東交番については、令和2年度は用地の取得及び設計等を行い、令和3年度に建設を行いたいと考えています。

その下の警察施設改修費1億9,807万6千円については、中津警察署道場の屋上防水工事など、警察施設の改修を行うものです。

二つ飛ばして、交通安全施設維持管理費3億8,228万9千円については、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。その下の警察庁舎等維持修繕費4,060万6千円については、警察庁舎等の維持修繕に要する経費です。

11ページを御覧ください。

運転免許費です。事業名欄、一番上の認知症等早期発見支援事業費872万3千円については、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨を行うなど、よりの確な対応を行えるよう3名の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。

その下の自動車運転免許事務費6億4,299万1千円については、運転免許証更新時の講習や行政処分者に対する講習に要する経費等です。

12ページをお開きください。

恩給及退職年金費です。事業名、警察恩給費2,473万1千円については、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に対する恩給の支給に要する経費です。

13ページを御覧ください。

警察活動費です。事業名欄上から三つ目の空き交番・県民安全相談対策事業費7,205万3千円については、交番相談員20名及び警察安全相談員8名をそれぞれ継続配置するものです。その下の装備資器材等充実強化費8,912万3千円については、捜査用装備資器材等の整備に要する経費です。

14ページをお開きください。

事業名欄一番上の一般警察活動費2億8,477万円については、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するために要する経費や電話専用料等通信運搬費、旅費等です。

15ページを御覧ください。

事業名欄一番上の刑事警察費2億8,652万9千円については、捜査支援システムの整備及び維持管理に要する経費や報償費、旅費等です。

その下の高齢者交通事故防止総合対策事業費324万3千円については、高齢者の交通事故を防止するため参加体験型講習用機材を活用した交通安全教育等を行うものです。

その下の110番通信指令システム管理事業費2億758万3千円については、110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムのリース料です。

その下の警察無線機更新事業費6,117万5千円については、電波法の下位規程である無線設備規則の改正に伴う規格変更に対応するため、無線機を2か年で更新整備することとしており、その最終年度分です。

16ページをお開きください。

事業名欄一番下の交通指導取締費2億5,986万2千円については、高齢歩行者への反射材の配布等に要する経費、自動車保管場所申請等の手続をインターネットで行うワンストップサービスの運用に要する機器のリース及び回線

料等、放置違反駐車車両の確認事務等の委託及び機器のリース料等、その他、報償費、旅費等です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑等ございますか。

阿部（英）委員 今説明を受けた部分ではなくて、13ページの特殊詐欺等水際対策強化事業費に関連して聞きたいんですけど、予算特別委員会のときに筒井部長が多分答えたんじゃないかなと思うんですけど、特殊詐欺の高齢者に対しての電話機の何ですか、（「デモ機ですか」と言う者あり）デモ機というかな、中に録音しますというね。あれは前、この委員会で非常に効果が出ているので続けてほしいということだったんですが、貸与から多分有償に変わっているんじゃないかと思うんですけど、先般の予算特別委員会での質問がその内容じゃなかったかなと、私はそう思ったんですがね。そのときに、設置している電話機では音声事前に自動的に流れる、これについては相当数、1,500ぐらいだったか、件数を貸与してきたと。そういう方々については、一度も一人としてそういう詐欺に遭った人がいないと、いろんな効果が出ているという答えがあったやに私は伺っているんですよ。非常にいい制度だったと、いい貸与だったと思うんですが、今現在、多分有償になっているんじゃないかなと思うんですが、そのことについて、どうもちょっと私はその最後の言葉が聞き取れなかったんですよ。その後、昨日の最後に生活環境部があったんですが、ここに特殊詐欺対策の電話機、この電話機だと思っただけで、これに1千万円の当初予算の要求があがっているんですよ。こことどう関連付けているのか。警察の貸与が終わったから、今度はそちらの方に移ってやるのかと私は解釈したんですが、どう思ったらいいのか。

また、これが非常に効果があったという部長の答弁もあったように、大変な効果だったと思いますので、何らかの方式で継続をしているのか、また、いこうとしているのか、そここのころをちょっとお聞かせ願えないですか。

筒井生活安全部長 今委員御指摘のとおりでして、1,500機を無償で貸与して現在付けていただいています。そういった方々が、本当に被害に遭っていませんし、昨日も申しましたけれども、強引な押売とか、そういったのも激減したといったことで、非常に効果が出ているところですよ。27年から28年、29年と500台ずつの1,500台やってきていまして、少しずつ壊れたといった声も聞いています。しかしながら、ちょっと予算の関係もありまして、この1,500台を維持するかどうかというのはまた今後の課題になるんですけども、警察からの無償貸与はこれで終わっています。実際のところですね。

阿部（英）委員 今も無償ですか。

筒井生活安全部長 もう29年で終わっています。（「終わったんですか」と言う者あり）そして、そのままずっと無償で貸与しています。（「置いたところからお金をもらっているわけではないんですね」と言う者あり）そうです。無償でずっと貸し与えています。そして、壊れたら、それは効果があったと思った方はまた今度県の予算で補助が出ますので、そういったものを活用しながら自分で購入していただくと、こういった形でどんどん購入の輪を広げていきたいと思っています。

ですから、警察としては、防犯講話とか、老人会とかに行き、県がこういうことをしていますよということを説明しながら、どんどん普及はしていきたいと考えています。

阿部（英）委員 それが生活環境部の用意している1千万円。（「そうですね、警察には予算はありません」と言う者あり）分かっているかどうか分かりませんが、昨日同じような特殊詐欺対策で電話機の1千万円というのが出ていたんですよ。要するに、県の執行部がやっていますよと、今回移管していますよというのは、その部分であると解したらいいんですね。

筒井生活安全部長 委員のおっしゃるとおり、そのとおりです。

阿部（英）委員 であるならば、できるだけ、私はその壊れたところをやっていただければ、

全部高齢者なんです。要するに、これは独り住まいという方が多いんですよ。壊れたら、ああ、もう壊れちゃった、どこに行っても分からないというのが非常に多いんですよ。ですから、講習会とかそうじゃなくて、やはり何らかのチラシか何かで、連絡してあげれば、自分の目に付けばまたそれなりの行動に出れると思うんですよ。やはりそこまでなってしまうたら、放ってしまうんじゃないかなという危険性もあるので、そこのところは何らか知恵を出していただければありがたいと思います。

筒井生活安全部長 委員おっしゃるとおりですが、貸与した家庭には定時連絡で、そういったのがあったかないのかというのを聞いていますので、その際に壊れていないかもあわせて聞いて、もし壊れておれば、県の補助制度を教示しています。

阿部（英）委員 最後に、ちなみになぜ聞いたかということ、私のところがしているんですよ。おふくろが独り住まいでね、私が電話したら必ずそれが出るんですよ。この電話は特殊詐欺被害防止のために録音されますというのがね。非常にいいんですよ。最初はびっくりしたんですけど、慣れてくるとね、これがなきや寂しくなると。ありがとうございます。

阿部（長）委員 一般質問でも出たと思うんですが、これは要望です。警察予算で、監視カメラの補助、これを今年度まで付けてくれていたんですけど、新年度予算は付いていないんですよ。我が杵築市は、これを若干遅まきながら利用させていただいて、6台付いたのかな、今年、日出町は30台以上付いているんですよ。

（「防犯カメラですか」と言う者あり）防犯カメラですね。杵築市で何年前でしたかね、もう7、8年になるかな、タクシー強盗殺人事件があった。これを解決に導いたのは別府駅にある防犯カメラですよ。

防犯カメラの効果というのは、抑止もあるし、それから犯罪解決、これもあるので、ぜひこれは生活環境部辺りにもあるかもしれませんけれども、警察予算単独でもまた復活していただいで、今後、そこら辺の検討をお願いしたいとい

う要望です。

筒井生活安全部長 委員御指摘のとおりで、防犯カメラは本当に犯罪の未然防止、それから捜査への活用にも有効であるということで、設置促進を図っていきたくと思っています。県の安全・安心まちづくり条例の指針にも防犯カメラの設置促進が規定されていますので、ぜひやっていきたくと思っていますけれども、取りあえず、一旦6か年の補助事業が終わりましたので、本部長が答弁したとおり、その効果を各自自治体とか自治会にアピールして、設置促進を図っていきたくと思っています。

三浦委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第45号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

森實警務部長 議案書の250ページをお開きください。第45号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について説明します。

今回の改正は警察官の増員等による定数の改正ではなく、地方公務員法の一部改正により臨時的任用職員の任用根拠規定が条ずれすることに伴い規定を整備するものです。

改正内容については、文教警察委員会説明資料2ページにあるとおり、条例第1条中の臨時的任用職員に関する規定、地方公務員法第22条第2項を第22条の3第1項に改めるものです。

改正条例の施行期日については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日である令和2年4月1日となります。なお、今回の一部改正については、令和元年第2回定例会に予算外議案として提出された会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてにあわせて規定を整備すべきでしたが、県警察の確認漏れにより今回上程することになった次第です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情8テクノロジー犯罪の撲滅について及び陳情9嫌がらせ犯罪の撲滅について、一括して執行部の意見を求めます。

筒井生活安全部長 それでは、陳情8テクノロジー犯罪の撲滅について及び陳情9嫌がらせ犯罪の撲滅について一括して説明します。お手元の陳情文書表の1ページを御覧ください。

県警察では、日本一安全な大分県の実現を目指し各種施策に取り組んでいます。インターネットを利用したサイバー犯罪や県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件、ストーカー・DV等の人身安全関連事案や子ども・女性を対象とした声かけ事案等に対して、県警察は関係機関と連携してしっかりと諸対策を推進し、犯罪被害の防止に努めています。

県警察としては、この2件の陳情に対する意見は、特段ございません。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これらの陳情について、委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「特段ありません」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は。

〔「特段ありません」と言う者あり〕

三浦委員長 以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

木村交通部長 4月1日施行予定の大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について説明します。文教警察委員会説明資料の3ページ、4ページを御覧ください。

道路交通法第57条第2項の規定により、自転車の乗車人員又は積載重量等については公安委員会が制限を定めることができるとされています。この規定を受けて、大分県公安委員会規則である大分県道路交通法施行細則第12条は、自転車の乗車人員は1人とし、その例外として16歳以上の運転者が6歳未満の者1人を自転車の幼児用座席に乗車させている場合、6歳未満の者2人を2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合を除く旨を規定しています。

このため、保護者が6歳になった幼稚園児を自転車の幼児用座席に乗車させて幼稚園に送迎することはできません。しかし、同じ5歳児クラスに通う幼稚園児でありながら、5歳の園児を自転車の幼児用座席に乗車させて送迎することはできるのに、6歳になった日からできなくなるというのは不合理であり、自転車の利用促進にもそぐわないものと考えられます。

そこで、県民の利便性を図るため、6歳未満を小学校就学の始期に達するまでと改正し、6歳になっても小学校就学の始期に達する前の子どもであれば2人まで、幼児用座席に同乗させることを可能とする、大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を施行するものです。

具体的な改正案については、説明資料5ページの大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の新旧対照表のとおりです。パブリックコメントは、本年1月27日から2月26日ま

での1か月間行いましたが、県民からの意見はありませんでした。

警察としては、幼児同乗用自転車による交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携するなどして、交通ルールの周知等、必要な指導啓発に努めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、これをもって警察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から皆さんにお礼を申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

〔竹迫警察本部長挨拶〕

三浦委員長 それでは、この春で退職される皆さんから一言ずつお願いしたいと思います。

〔田原会計課長挨拶〕

〔川野人身安全・少年課長挨拶〕

三浦委員長 それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。委員の皆さまは、この後協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔警察本部、委員外議員退室〕

三浦委員長 このメンバーでの委員会は、これで最後になりますが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会でありますから、私から一言御挨拶申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

三浦委員長 これをもって、文教警察委員会を

終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。